

『農林業問題研究』投稿規程

1. 投稿資格

投稿者は本学会の正会員に限る。ただし、編集委員会からの依頼原稿についてはこの限りではない。また、筆頭著者および責任著者以外の共同執筆者に非会員を含むことはさしつかえない。

2. 原稿種別

(1) 投稿原稿の種類には、国内外の食料・農林漁業・農山漁村に関する社会科学的な研究論文および個別報告論文、研究資料等、その他本学会の目的に沿ったものがある。依頼原稿の種類には、書評等がある。投稿原稿は未発表のものに限る。常任編集委員会の判定により著者の承諾を得た上で原稿種別を変更することがある。

(2) 個別報告論文における投稿原稿の作成方法、提出方法、審査、掲載料等については、別に定める地域農林経済学会大会個別報告論文投稿要領に従う。

3. 投稿原稿

投稿原稿は、以下の4.～5.の要領に従って作成する。なお、投稿原稿は、本学会ウェブサイト上で提供される投稿原稿テンプレートファイルを用いて作成する必要がある。投稿原稿が投稿原稿テンプレートファイルを用いずに作成されている場合、または著しくスタイルが外れている場合は受け付けない。

4. 投稿原稿の作成方法

(1) 投稿原稿はすべて横書きとし、和文論文については新かなづかいとし、特殊な用語以外は当用漢字を使用する。漢字とかなは全角文字、数字やアルファベット、各種記号は半角文字を用いる。投稿原稿はできるだけ簡明とし、図、表および数式等もできるだけ理論の展開に必要なものにとどめ、なるべく少なくする。

(2) 投稿原稿の頁数は、投稿原稿テンプレートファイルを用いて、研究論文12頁以内（規定頁数8頁）、研究資料10頁以内（規定頁数6頁）、その他6頁以内（規定頁数2頁）とする。なお、研究論文に限り、4頁以内の電子付録を添付することができる。

(3) 和文の場合、和英両方のタイトル・著者名・所属名、約200単語の英文サマリー、4～6個の和文キーワードを、投稿原稿テンプレート内の所定の位置に記載する。英文の場合、英文のタイトル・著者名・所属名、約200単語の英文サマリー、4～6個の英文キーワードを、投稿原稿テンプレート内の所定の位置に記載する。

(4) 論文構成、句読点および単位、注、文献引用、引用文献一覧の記載方法は、『農林業問題研究』投稿規程細則に従う。

5. 図表の作成方法

図、表は、図1、表1 (Fig. 1, Table 1) のように表示し、全体を通して連番を付け、投稿原稿の所要箇所に貼りつける。図はかならず正確、明瞭に描き、その際、図の説明や記号等を付記する。なお、可読性の観点から、図表の過度の縮小は行わない。

6. 投稿原稿の提出方法

本学会ウェブページに記載された要領に従い、編集委員会宛てに以下の提出物を電子投稿する。

■投稿時の提出物一覧

- ①「投稿原稿」のPDFファイル
- ②「投稿原稿関連論文」のPDFファイル（二重投稿調査で関連論文を申告する場合）

7. 投稿原稿の受付

投稿原稿が本学会編集委員会に投稿された日付をその受付年月日とする。

8. 投稿原稿の審査および再提出

(1) 投稿原稿の採否は常任編集委員会が決定し、受付日から4カ月以内に投稿者に通知する。ただし、研究論文は、2名以上の審査員による審査を経るものとする。ただし、原則として審査は3回までとし、それまでに採用に至らない場合は不採用とする。

(2) 訂正を求められた原稿は、なるべく早く再提出する。返送の日から30日以上を経て再提出された場合は、新たに投稿されたものとして受け付ける。

9. 投稿原稿の受理

投稿原稿の採用が決定した日付を受理年月日とする。受理した原稿は、本規程に準じて書き直しを要求することがある。ただし、常任編集委員会が訂正を要求した個所以外に、常任編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。受理した原稿は返却しない。なお、掲載順序は常任編集委員会が決定する。

10. 著者校正

著者校正を1回行う。その際、印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入および図表の修正は認めない。

11. 掲載料

(1) 投稿原稿が刷り上がりで4 (2) に示した規定頁数以内の場合には、掲載料は無料とする。なお、依頼原稿の掲載料は投稿原稿に準じる。

(2) 投稿原稿が刷り上がりで4 (2) に示した規定頁数を超過した場合には、下記の掲載料を徴収する。ただし、5頁以上の超過は認めない。

■超過ページに対する掲載料一覧

1頁 5,000円

2頁 10,000円

3頁 15,000円

4頁 20,000円

(3) 研究論文電子付録の掲載料は1頁当たり5,000円とする。

12. 著作権の帰属および運用

掲載論文等は、地域農林経済学会著作権取扱い要領に基づき、その著作権を本学会に帰属させるものとする。この著作権の譲渡には、紙媒体での複製権や電子媒体での公衆送信権等の著作権を運用する権利も含む。

13. 本規程の改正

本規程の改正は編集委員会で行い、常任理事会の承認を得るものとする。

(平成23年12月 5日改正)

(平成26年 5月25日改正)

(平成26年11月 3日改正)

(平成28年 3月13日改正)

(平成29年 9月30日改正)

(平成30年 4月14日改正)